**継続的商品売買契約書**

売主 ○○○○（以下「甲」という）、買主 ○○○○（以下「乙」という）とは、乙が将来継続的に販売する商品を、甲から買受けるについて、以下のとおり契約を締結する。

（基本契約）

1. 乙は、以後継続的に甲が販売する商品を買受けるものとし、個別売買契約において特約のない限り、その他の定めはこの契約によるものとする。

（個別売買契約）

1. 個別売買契約は、乙の提出する注文書と甲の交付する注文請書の交換によって成立する。

（引渡し）

1. 甲は、乙の指定に基づき商品を送付して乙に引渡すものとし、引渡に要する運賃その他費用は、甲の負担とする。

（検品）

1. 乙は、甲より本商品の引渡を受けた後、本商品に数量不足又は直ちに発見できる瑕疵がある場合には、速やかに甲に通知するものとする。

（危険負担）

1. 商品の引渡完了以前に生じた商品の滅失、毀損、その他の一切の損害は、甲の責に帰すべきものを除き乙の負担とする。

（返品）

1. 甲は、乙の設定する品質規格基準等に基づき不合格となった商品、契約数量を超過した商品及びその他個別契約等により返品できる商品を、甲の費用をもって、甲の通知受領後１週間以内に引取るものとする。乙は、甲の費用をもって当該商品を返送する。

（代金支払方法）

1. 乙が甲から買受けた本商品の代金は、毎月月末締切の翌々月○○日に現金にて甲に支払う。

２　前項の代金の支払を遅延したときは、商品代金に年〇〇％の計算による遅延損害金を支払うものとする。

３　乙は、甲が毎月発行する請求書を受領したとき、速やかにその正否を照合し、差異がある場合は、直ちに具体的事由を記載した書面を添えて甲に通知することとする。

（契約の解除）

1. 乙が、次の各号の一つに該当する場合、期限の利益を失い、甲は乙に対し催告をしないで、直ちにこの契約及び個別契約を解除できる。
   1. この契約あるいは個別契約の条項に違反したとき
   2. 監督官庁より営業取消又は停止等の処分を受けたとき
   3. 銀行取引停止処分を受けたとき
   4. 第三者から強制執行、差押、仮差押、仮処分等保全手続を受けたとき
   5. 破産、民事再生、会社更生あるいは特別清算の申立を受けたとき
   6. 信用状態悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、平成○○年○○月○○日より満１年とする。ただし、期間満了の○ヶ月前までに、当事者の一方又は双方より、書面による契約条項の変更又は解約の申入れがなされない場合は、同一の条件にてさらに満１年自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

２　本契約の有効期間中であっても、甲又は乙は、相手方に対し〇〇ヶ月の予告期間をおいて、本契約を終了することができるものとし、この場合、損害賠償義務は生じないものとする。

（連帯保証人）

1. 丙は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務の履行について、乙と連帯して保証の責めに任ずるものとする。

（秘密保持）

1. 甲又は乙は、本契約ならびに個別契約に基づく取引により得た機密事項を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示又は漏洩しないものとする。

（専属的合意管轄）

1. 甲及び乙は、本契約および本契約に基づく個別契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（規定外事項）

1. この契約に定めのない事項又はこの契約の条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

以上を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名捺印の上各自１通を保有する。

平成○○年○○月○○日

（甲） 住所

氏名 ○ ○ ○ ○

（乙） 住所

氏名 ○ ○ ○ ○

　　　　　　　　　　連帯保証人　 （丙） 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名 ○ ○ ○ ○